

## 総合区素案に関する住民説明会

《西成区》

■日 時：平成29年11月25日(土) 14:00～16:02

■場 所：西成区役所4階

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

西成区長の横関でございます。

(横関西成区長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして横関区長よりご挨拶申し上げます。

(横関西成区長)

皆さん、こんにちは。西成区長の横関でございます。

本日は、大変寒い中、この総合区素案の説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

また、平素より、大阪市政、また西成区政の各般にわたりまして大変お世話になっておりますこと、厚くお礼申し上げます。

この総合区の素案でございますけれども、今後の区行政のあり方というふうに深くかわるといいますか、まさにそういった課題に沿うものでございまして、皆様の生活にも密着するいろんな問題といたしますか、そういった事柄が含まれているものでございます。そういったことを丁寧に副首都推進局からご説明させていただきまして、皆様のご理解を深めていただくというのが今回の開催の趣旨でございます。

ただ、どうも、行政がつくっている文章でございますので、やはり中身的には行政用語が非常にたくさん出てまいります。我々は普通にそれで通るんですけど、なかなか聞きなれない用語とかいろんなことがあると思いますので、この後、質問の時間もございまして、そこでご遠慮なく、いろんな点、事項だけやなくて疑問点含めてご質問いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。限られた時間ですが、実りある議論としていただければいいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局の理事の田中より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

すみません。改めて、副首都推進局理事の田中と申します。よろしくお願いいたします。

先程区長からもご挨拶ありましたように、非常に寒い中、また土曜日のお昼の時間帯にもかかわらず、この説明会に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。

私から本説明会の開催趣旨を少し説明させていただきます。

まず、背景なんですけど、現在、大阪市と大阪府におきまして、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めておりまして、ことしの3月に副首都ビジョンというものを取りまとめております。

その概要を少し説明させていただきますと、東京一極集中の進む中で大阪が長期にわたって低落傾向が続いている、その反面、人口減少、超高齢社会が3大都市圏の中で最も早く到来するという見込みがございます。こうした課題の解決を図っていくため、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを進めていく必要があるということで、この取り組みを制度面から支えるものとして新たな大都市制度の検討を行っているというのが、まず状況がございます。

この新たな大都市制度として、総合区と特別区という二つの制度がありまして、この二つの制度についてそれぞれ制度案を作成していこうという状況にあります。ただ、この両制度、言葉はよく似ておりますけど全く中身が違いますので、その違いについて十分ご理解を深めていただきたいと思います。

総合区は、今の大阪市を残したまま、区の形や役割を変えて、区長や区役所の権限を拡充して、できるだけ身近な区役所に仕事を移して、区長の判断で決めることができるようにするものでございます。

一方、特別区は、大阪市をなくしまして、全く新たな自治体として特別区を設置するものでございます。

きょうは、このうちの総合区素案を作成しましたので、総合区とはどのような仕組みで

どのようなものなのか、後程資料を用いて説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきます総合区素案については、現在議会でご議論いただいておりますので、今後の議会議論を踏まえて必要に応じて修正されることがありますので、絶対的に確定したものということではございません。

また、特別区にかかわりましては、大都市制度（特別区設置）協議会という場所で議論を行うことになっておりますので、現在、その協議会において議論が進められているところでございます。

総合区・特別区のいずれの制度を選択するかにつきましては住民の皆様にご判断いただくこととしておまして、今後の議会議論を経て、今後それぞれについての案を取りまとめしていくこととしております。

本日の説明会は、総合区素案の内容を説明するために開催するものでございますので、総合区あるいは特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選んでいただくような場ではございません。そのため、素案や制度と関係のないご発言や政治的なご主張というのは、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

この後、1時間程で少し長くはなりますけど、できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

（司会）

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明をさせていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。

その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の川平より説明申し上げます。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

改めまして、副首都推進局の制度調整担当部長、川平でございます。

私の方から、お手元の資料、「総合区素案に関する住民説明会資料」に基づきまして私からご説明を申し上げます。

恐れ入りますけど、着席させていただいてご説明申し上げます。

パンフレットのまず表紙をごらんいただきたいと思いますと思うんですけれども、表紙の下に本資料の位置づけ等を記載させていただいております。枠組みさせていただいてるところでございすけれども、先程理事の田中の方からご説明したものと重複いたしますけれども、本資料は、大阪市におけます総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成した資料でございます。この資料でご説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ必要に応じて追加・修正されます。また、総合区とは別に、特別区というものにつつま

しても、現在、制度設計等の議論、検討が進められておりますが、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、ページをお開きいただきまして1ページから2ページ、見開きのページをごらんいただきたいと思います。一番上に「総合区設置後のイメージ」ということで見開きで記載をさせていただいております。

この見開きの左側でございますが、こちらの方には現在の大阪市のイメージを、それから右側の方には総合区設置後の大阪市のイメージを対比してお示しをしております。

左側の方でございますけれども、現在の大阪市の姿といたしまして、市長の下に局と24の区役所があることをお示ししております。局と申しますのは、大阪市全体を見通した施策を、例えば保健医療とか福祉とか教育などを部門ごとに担う組織でございまして、私どもの副首都推進局というのもその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局でありますとか社会福祉を担う福祉局など、20以上の局というのが中之島の本庁などに設置をされているところでございます。これに対しまして、24の区役所というのは地域ごとの仕事を担うものでございますので、現在の24行政区ごとに設置をされておまして、住民の皆さんの身近なところで市民協働でありますとか窓口サービスなどを担っているところでございます。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかということをお示ししています。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程をごらんいただきたいんですけれども、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっております。今般の総合区素案では、政令指定都市であります大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置するというものになっております。さらに、一つの総合区には、これは区によって数は異なるんですけれども、2から4の地域自治区事務所というものを設置することとしております。

総合区を設置することによって何が変わるかということをお示していますのが、左上の局から右の中程へ向けた矢印の上に文字を記載していると思うんですけど、そこをごらんいただきたいんですが、住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますというふうに記載をさせていただいています。この矢印の先の右側、八つの総合区役所の下に記載をしております、例えば保育所の運営や設置認可でありますとか放置自転車対策などが、局から総合区の方に移す仕事ということになります。これらは、現在は、今の大阪市では大阪市全体の施策を担う局で行っているんですけれども、総合区設置後は住民の皆さんにより身近な総合区役所において総合区長の判断のもと実施していくこととしております。たくさんの仕事を移すことになりますので、総合区長の判断で行われる仕事が増えるということもございますけれども、そうしますとそれに伴う予算も増える必要がございますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在、局の方で持っております予算や職員を総合区に移すということになりますけれども、それらの考え方につきましても後程後ろのページの方でご説明をしたいと思います。

左の方の24区役所が担っております仕事でございますが、これにつきましてももともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横の矢印に書いてございますように、住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますと記

載しておりますように、矢印の先の右側の総合区の中でございますが、24の地域自治区事務所、ここに仕事に移っていくということになります。例えば住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区の単位でそのまま行うということになります。

さらに、一番右側でございますけれども、地域の実情に応じた施策の実現と記載しているところの下に3点程記載しているかと思います。一つが住民の多様なニーズを把握、二つ目が住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行う、これとともに、三つ目でございますが、施策を実行するために市長に意見を具申、そういった仕組みも構築していくということにしております。この全体を申し上げますと、総合区を設置することによって、住民の皆様の身近なサービスにつきましては今よりも身近な地域において判断することになるということになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を移しまして、総合区において判断して実行していくと、そしてそのために必要な組織、職員や予算の仕組みなども整備していくということを全体であらわさせていただいております。

右側の2ページの上の方でございますけれども、総合区設置後の市長というところがあるんですが、その横の括弧書きに記載をさせていただいております。住民の皆さんに身近な仕事につきましては、その権限を総合区長に移管いたしますけれども、大阪市という枠組み自体はそのまま引き続き残りますので、予算編成や条例提案などの仕事につきましては、今までどおり大阪市長が大阪市全体の視点から行うということを記載させていただいております。

この見開きの1ページから2ページにおいては、総合区設置によって何が変わるのかという大まかなイメージをご理解いただくためにご説明を申し上げます。

それでは、この後、具体的な項目ごとにご説明いたします。

3ページをお開きください。

目次のページでございます。目次にお示ししております通り、本日の説明は、総合区素案の内容、1から12までの項目と各総合区の概要についてご説明をしたいと考えております。

また、目次の一番下に枠囲みで記載をさせていただいておりますが、先程もご説明いたしました、本資料でお示しをしておりますコストでありますとか組織や予算等の数値につきましては、今後精査していくによって変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としていただいております。

それでは、右側の4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めておりますが、これを制度の面から支えるものとして総合区などの制度改革が必要と考えております。その考え方をお示ししたのがこの4ページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向が続いておりまして、府市において一本化した成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないということ

を書かせていただいています。この成長戦略というのは、産業振興や人材育成などによって経済成長等をめざしていく、大阪府と大阪市で共通した長期的な方針のことを指しております。それから、地域分権改革も行っているんですけれども、これもまだ道半ばであることなどをこの課題のところではお示しをしております。

こうした課題の克服に向けまして、中程の記載になりますけれども、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」というところがあるかと思ひます、このポテンシャルというのは潜在的な能力といったような意味になるかと思ひます、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。それから、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じて日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていくということを記載しております。

そして、その矢印の下でございますけれども、東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立へ向けまして、そのポテンシャルを発揮し、ほかの大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導して、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていきます。これらの実現のためには、一番下の記載でございますけれども、都市機能を充実するということと、それを支える制度が必要であると考えているところでございます。

次の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

2番の副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革でございます。ここにお示しをしておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都・大阪にふさわしい大都市制度が必要と考えており、現行法制度のもとで実現が可能と考えます総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成していくということとしております。

広域機能と基礎自治機能ということについて簡単にご説明をいたします。広域機能というのは、先程申し上げました経済成長をめざすような長期的な戦略であります成長戦略の推進でありますとか、広域交通ネットワークといった都市機能の整備などを担う役割を主に指します。基礎自治機能というのは、それに対してより住民の皆さんに身近なサービスの提供などを行う役割のことを指します。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能を担うのが県ということになります。基礎自治機能は主に市町村が担うという役割分担になっております。ただ、大阪市の場合は政令指定都市という位置づけでございますので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っており、両方の機能を持っているというのが現状でございます。

そのことによりまして、その下の表の「現在の制度（行政区）」というところの広域機能の欄に記載をしておるんですけれども、広域機能については副首都推進本部会議におきまして大阪府知事と大阪市長が協議・調整を行っているというのが現状でございます。

こういった都市機能の整備を強力に進める広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表にお示しをしております二つの制度、指定都市制度における総合区制度というのが一つでございます、もう一つが特別区制度ということになりますが、この二つの制度について検討を進めております。

下の表のうち、基礎自治機能につきまして、左側の総合区制度では、政令指定都市でございます大阪市が存続をして、今の大阪市長、大阪市会のもとに行政を展開していくということになります。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方で、予算編成や条例提案など大阪市全体に関することは大阪市長が引き続きマネジメントしていくということになります。

これに対しまして、右側の特別区制度では大阪市を廃止するということになります。廃止した上で、新たに基礎自治体として特別区というものを設置いたします。この特別区では、選挙で選ばれた特別区長や特別区議会のもとで行政を展開するということになります。この場合は、特別区長が予算編成や条例提案などを通じて区政全体をマネジメントしていくということになります。

このうち、広域機能につきましては、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と変化が余りないんですけども、指定都市都道府県調整会議において協議・調整して方針を決定していくということになります。これに対して、特別区制度では大阪府に広域機能は一元化するというようになりますので、大阪府知事が広域については方針決定をしていくということになります。

5 ページに記載しております総合区・特別区、両制度の違いなどについては以上でございます。

次に、6 ページをごらんください。

3 番の大阪市における総合区制度を説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとしまして、住民自治の拡充と二重行政の解消という二つを掲げさせていただいております。

その下、左側の「住民自治の拡充」の欄をごらんいただきたいんですけども、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定していくなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限の拡充を行います。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関しまして総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組みを構築していきます。さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築していくということで考えております。

右側の「二重行政の解消」の枠をごらんいただきたいんですけども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、大阪市長は大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組むと、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行っていくことをあらわしております。

次に、その下の総合区の仕事と区数と書いてあるところでございますが、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しているものでございます。

まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市が実施する事務をベースに住民生活と密接にかかわる仕事を担うこととしております。ここでいう一般市の事務とは、例えば近隣でいいますと松原市や門真市といった市が行う事務に近いレベルということを指しております。また、その右の総合区の区数についてでございますけれども、地域の実情に応

じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するためには一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源・予算を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制していくということを基本の考えとしております。これらを踏まえまして、下段に記載しておりますように、将来推計人口のベースで考えますと約30万人程度になります8区へ合区をするということにしております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

6 ページの説明は以上になります。

7 ページをお開きください。

4 番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定をいたしております。各総合区における将来人口、平成47年を考えておりますけれども、この将来人口で30万人程度とした上で、各区の間の人口格差を最大2倍以内に抑えるということをはじめといたしまして、二つ目でございますが、地域コミュニティを考慮して過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえる、三つ目に、住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、四つ目でございますが、工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、五つ目でございますが、防災上の視点についても考慮することといった五つの視点に基づいて策定をしております。

その下の地図でございますが、区割りと総合区役所の位置をお示ししています。

本資料でお示しいたします区名は第一区から第八区までございますが、これはいずれも仮称でございます。北に位置する区から順番に番号を付させていただいたもので、仮の名称でございます。

この西成区について申し上げますと、総合区、設置した場合には、住之江区、住吉区と合区する区割りということで、仮称の名称としては第七区になるということで記載をさせていただいております。

8 ページをごらんいただきたいんですが、総合区役所の本所をどこに置くかという位置についてのお話でございます。総合区役所の位置につきましては現在の区役所の庁舎の中から選ぶこととしております。その選ぶ場合の考慮すべき条件として3点記載をしております。住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離をどう考えるかと。もう一つが交通の利便性、これは今の区役所の間の移動による所要時間で考えております。地域における中心性、これは現在の区の間での移動人数を見ているということでございますが、これらの3点から見まして現区役所の庁舎をそれぞれ点数化して評価をしております。この点数が多い区役所庁舎をまず優先といたしました上で、それぞれの庁舎面積が新しく職員が移ってきた組織体制で必要となる面積を満たすかどうかということも一つ重要になりますので、その充足状況、それからあるいは近隣市有施設の状況などを勘案して総合区庁舎を選定しております。

その結果としまして、8 ページの中程の表に記載をしておりますように、第一区は淀川区役所という、以降、第八区まで記載の通りで考えておりまして、西成区が含まれます第七区につきましては現在の住吉区役所を総合区役所の庁舎というふうに考えているもので

ございます。表の下、欄外に記載しております通り、今後の施設利用計画や組織体制等の確定に伴いまして変更する可能性はございます。

なお、繰り返しのご説明になりますけれども、住民の皆様の利便性を維持すべく、窓口サービス等の事務は現在の24区単位に地域自治区事務所を設置して継続して実施していくということにしております。

その下の区の名称というふうに書かせていただいているところをごらんいただきたいと思います。区の名称につきましては、方位や地勢等を考慮して、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとしまして、総合区設置が決定した後に、総合区を実際に設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で決めていきたいというふうに考えておるものです。

なお、今後の総合区の区割りは、今回、区割りが合区を伴いますので現在の区名が変わる区も出てくるかと思えます。これにより住居表示等が変更される可能性がありますけれども、その際は住民の皆さんへの影響を最小限にするように関係機関と調整を図っていきたいというふうに考えております。

7ページから8ページにかけまして、総合区役所の位置等についてのご説明は以上でございます。

次に、9ページ、それから10ページにわたりまして、5番、局と総合区・地域自治区の主な仕事についてご説明いたします。

9ページの上段でございますけれども、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示しをしております。現在の大阪市の仕事は、中之島の本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までも大阪市長が全体の視点から行います。

これらの内容について下の図でお示しをしております。図の左側でございますけれども、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を簡単に記載しておりまして、現在の大阪市の仕事は、白抜き文字でお示ししておりますように、中之島本庁舎などの局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に大まかに分けられます。

これに対しまして図の右側で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担としましては、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示しをしております。さらに、総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と、現在の24区単位に設置される24の地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示しをしております。

図の左側の方をもう一度ごらんいただきたいんですけども、局が実施する仕事について枠囲みが二つあるかと思えます、その二つの枠囲みの上段の方の囲みでございますけれども、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらにつきましては、総合区設置後、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎など各局が実施することというふうにしております。

左側の方で申します二つ目の枠囲みにつきましては、現在局で実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示しておりますけれども、これらは総合区設置後には八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された

仕事という枠囲みの中にお示しをしております。

図の左側の下段でございますけれども、現在の24行政区で実施してる仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務であります住民の皆さんへの直接のサービスや、地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事というふうに考えておりますので、総合区設置後は、矢印の先、図の右側の一番下に記載をしております24地域自治区で実施するというようにしております。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8総合区で実施することとしています。

9 ページについてのご説明は以上でございます。

10 ページに総合区の主な仕事と期待される効果について記載をさせていただいております。

ここでは、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けまして、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していくという考え方をお示ししているものでございます。

その下の表でございますが、縦の欄には先程申し上げました四つの欄をお示ししております。横の欄には主な総合区の仕事と、その右側に期待される効果をお示ししています。

まず、こども・子育て支援についてでございますが、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施しております児童いきいき放課後事業などを総合区の仕事とするということによりまして、表の右側の期待される効果の欄にお示しをしておりますように、例えば待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししております。

表の中の総合区の仕事の欄で白抜きの点線囲みがあると思います。保育所の入所決定や保育料の徴収等が記載されてると思うんですけども、この白抜きの点線囲みは現在既に区役所で実施している仕事を総合区になっても引き続き実施するということをお示ししているものでございます。

次の欄、福祉の欄をごらんいただきたいんですけども、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援などを総合区の仕事とすることにより、期待される効果の欄にお示ししておりますように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映するというので、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししております。

その下のまちづくり・都市基盤整備では、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事というふうにするによりまして、道路の

日常管理や公園利用の支障となってる遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかとということをお示ししています。

一番下の住民生活におきましては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることによりまして、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししております。

10ページでのご説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

6番、期待される効果というふうに書いてございますが、この11ページ以降で局から総合区へ移される主な仕事につきまして、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、先程の説明と重なるところはございますが、イメージ図を用いて具体的にあらわしているものでございます。各ページの上段には現在の状況を記載しておりまして、矢印があつて、下段には総合区を設置した後のイメージというのを2段書きで記載をさせていただいてます。

まず、イメージ①からご説明したいと思います。11ページなんですけれども、ここでは保育所の設置・認可についてどう変わるのかということをお示ししております。まず、現在のところでございますけれども、上の図ですけれども、保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など①の整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行って、③事業者の決定の後、保育所の開園ということになります。

現在は、この流れの中で、区役所では②の地域調整を担っておりますけれども、総合区設置後にどう変わるかというふうにいいますと、矢印の先、下段の絵になるんですけれども、下の図の点線囲いがあると思うんですが、その点線囲いの中に示しますように、①の整備計画の策定や③の事業者の決定といった、これまで市役所で実施していた事務も含めまして一貫して総合区で判断、実施するということになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえながら、保育所の開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果としてお示しをしているところでございます。

なお、そのページの中央の矢印の右下に括弧書きで記載をしておりますが、予算の編成や条例の提案などの大阪市全体の観点で実施する仕事につきましては、大阪市長の権限として残るということを注意書きとしてあらわさせていただいてます。

次の12ページをごらんください。

イメージ②、道路・公園の維持管理でございます。まず、上の図でございますけれども、現在は住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修とか樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所とか公園事務所になります。ただ、これら工営所や公園事務所を所管しているのは現在は局ということになりますので、区役所で相談や要望を受け付けさせていただいた場合でも、別の組織である局との調整が必要になるというのが現在でございます。

総合区設置後には、下の図でございますけれども、住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園については、局が実施している維持管理の仕事というのを工営所や公園事務所

の所管というものと一緒に総合区へ移していくというふうにしております。このことによりまして、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断して、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといたった効果をお示ししているものでございます。

13ページをごらんください。

期待される効果、ここでは放置自転車対策についてイメージ③としてお示しをしております。まず、現在の上の図なんですけれども、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所というのが現在なんですけれども、この工営所の所管は今、局ということになりますので、先程と同じように、区役所で要望を受けさせていただいても、別の組織である局との調整が必要になるというのが現在でございます。

総合区設置後は、下の図に記載しておりますように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すということにしております。このことによりまして、住民の皆さんからの要望に対して、総合区役所がワンストップで判断できるようになるということから、今まで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数とか撤去する時間帯の見直しなども総合区長が判断して、よりきめ細かく対応できるのではないかといたったことをお示ししております。

次、14ページ、イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について記載をしております。上の図でございますけれども、現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な大阪市全体を見渡した視点で24区の体育館などの施設を一まとめにして、対応方針や方法について優先順位を決定しながら対応しているということになります。

総合区設置後は、これが、下の図に記載しておりますように、市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うということになります。これにより、総合区長のマネジメントのもと、より地域のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといたった効果をお示ししております。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示しをしております。上の図の現在のところをごらんください。例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいでありますとか、施設の利用時間を延長してほしいでありますとか、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きをしたとしても、区役所がみずからの判断で決定をすることができないというのが現状でございます。区役所が関係する本庁であります局の方へ要望、調整をして、その事業を担当する局が内容を決定していくというのが今現在の姿でございます。また、区役所では事業を実施するための予算や職員に今は限りがあるということで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分対応できてない場合もあるかと思います。

総合区設置後は、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限については総合区へ移すということになりますので、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要であるというふうに判断したサービスを総合的に調整・検討して、総合区長が判断して実施していくことができるようになります。これによりまして、総合

区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情に応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

この15ページまで、主な分野ごとでございますが、期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

16ページをごらんください。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会についてご説明します。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区することとしておりますが、一方で、住民の皆さんには、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなど合区に対する不安感があるというふうに考えておりまして、そのことを踏まえた対応について記載をしております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただきまして区政運営に反映させるための総合区政会議というのを設置します。また、地域コミュニティを維持して、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、その施策の立案段階から住民の皆さんが意見を述べて、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置をしております。それから、左の一番下、地域協議会につきましてでございますが、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受けて、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対して必要に応じて適切な措置をとるというものでございます。右側には、こういった総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししております。

16ページの説明は以上でございます。

17ページをお開きください。

8番、総合区の組織体制についてご説明します。17ページの上段にお示しをしておりますように、総合区の組織体制につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築ということと、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの観点からの体制整備を行うということにしております。

一つ目は、特別職となります総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長とは異なりまして、副市長と同じ特別職という位置づけになりますので、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入するというものでございます。総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、今までよりも大きな権限に基づいてよりきめ細やかなサービスを住民の皆さんに提供することとなります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくと考えているものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単

位で地域自治区事務所の体制を整備するというものでございます。

ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた上で、総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしておりまして、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は総合区役所の中に置かれるということになります。

総合区役所と地域自治区事務所の役割でございますけれども、八つの総合区役所では総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージでお示ししておりますように、総合区長のもとに局長級の副区長を設置して、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部などを設置することとしております。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供すること、それから、地域コミュニティを維持して住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。なお、この組織体制はあくまでもイメージでございまして、総合区設置後には、総合区長の権限によって、組織のあり方や職員配置を決定できるという旨も記載をさせていただいております。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございますが、仕事を局から総合区に移すのに伴いまして、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示しをさせていただいております。

一番左側の現在（平成28年度）と上に記載された棒グラフに示しますように、平成28年度現在では局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成になっております。

これが総合区設置後にどうなるかというのがその右側なんですけれども、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化をしております。職員の移管というのが、局から総合区に大体2,200人職員が移管されるというふうに考えております。

また、右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員をお示ししています。現在、局の所管であります工営所、公園事務所、保育所につきましては、その事業所ごと総合区へ移管されるということになります。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴って230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。全体でどうなるかということでございますが、こういった移管をすることになるんですけども、大阪市トータルの職員数は増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内でこの新しい組織体制が整備できる見込みというふうに考えております。

ページ下段の（参考）でございますけれども、表の上段、①総合区役所は、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理をいたしまして、主な事務内容とともに記載をしております。例えば総務企画部に置かれます総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担います。1区当たりの平均では大体74人の職員配置を予定しているところでございます。表の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同じようにお示しをしているものでございます。

17ページから18ページにわたりまして、総合区の組織体制についてご説明をいたしました。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

9番、総合区の予算の仕組みについてご説明いたします。

総合区に権限を移してたくさんの事務を行っていくことになりますので、そうなりますと予算が必要になります。そのお金をやりくりすることを財務マネジメントというふうに申しますが、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が、先程申し上げましたお金のやりくりなんですけれども、財務マネジメントを発揮する仕組みというふうにしていきたいというふうに考えております。総合区長の自律性の強化の観点からは三つ程書かせていただいておりますけれども、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしております。また、③でございますが、総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たしていくこととしております。

より具体的にご説明をしたいと思います。①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実なんですけれども、先に、20ページの方、上の方にイメージ図があると思うんですけれども、ここをごらんいただきたいと思います。この図では、総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかというものをあらわしております。金額は平成28年度の当初予算の金額で試算をしたものであらわしております。左の現在の24区というところでは、区長が関与できる予算としまして、直接マネジメントできる区予算というのがあるんですけれども、これが約82億円というふうに記載をしております。これに加えまして、各局で予算計上して区長が、CMといいます、シティ・マネージャーとして間接的に関与できる区CM予算というのが約159億円ございます。

これに対しまして、右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増えます。さらに、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算というのがございますが、これについて約58億円を見込んでいます。これがどういうふうに金額で見た場合に変わるかといったことをイメージでお示ししているものでございます。

恐縮ですけれども、19ページに戻っていただきまして、中程、先程ごらんいただきました上から三つ目の枠の①をごらんいただきたいと思います。

今、イメージ図で申し上げましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、現在でもインセンティブ制度というのがあるんですけれども、例えば区の方で土地売却や広告収入など独自の区の努力で獲得した財源は区の支出に使えるというインセンティブ制度というのがあるんですけれども、総合区を設置した後につきましても、この制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するというふうにしていきたいと考えております。総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現を期待しているところでございます。

20ページにまいりまして、「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、行政区長が予算編成に直接意見を言うという仕組みにはなっておりませんが、これに対しまして、総合区制度になった場合には、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というのがございます。これは、市長が大阪市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものでございます。総合区長が市長や副市長と意見交換する仕組みを整備するということにしております。また、各局が所管する仕事のうちで、住民に密接にかかわるものについては総合区長の意見具申の対象というふうに考えております。具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるように、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場を設定します。ここでは仮称でサマーレビューというふうに書いてございますが、大体夏ごろに事業検証等を行うことを想定しておりますので、サマーレビューというふうな言い方にしているんですけども、このサマーレビューを設定することをはじめ、今でもございます、大阪市の全体方針を策定する戦略会議というのがございますが、こういった大阪市の方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどを考えております。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」につきましては、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして予算の一層の見える化を推進していくことをお示ししております。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい大阪市政・区政の実現につながると考えております。

ここまで、19ページから20ページでは、総合区における予算の仕組みについてご説明いたしました。

21ページをお開きください。

10番、総合区の財産管理でございます。

財産の管理権限につきましては、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管をしております。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設という表がございます、そちらをごらんいただきたいと思います。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで、局長が管理、現区長という二つの区分がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示しています。現在は区内の多くの施設を各局長が管理をしているということになりますが、総合区設置後にどう変わるかというのは、表の右側の方に今度は総合区長が管理という網かけをしているところがあると思うんですけども、この濃いグレーの網かけで示している施設については、総合区設置後は総合区長が管理をするということになります。子どもや福祉をはじめ、各分野において住民の身近な施設については総合区長が管理をするということに変わるということをお示ししております。表の下に記載をさせていただいてるんですけども、このことによりまして、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することによりまして、三つございますが、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、二つ目でございますが、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、三つ目でございますが、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりな

どが可能になるのではないかと考えているものでございます。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載をしております。

財産管理については以上でございます。

同じ21ページの下段に、11番、総合区設置に伴うコストというふうに記載をさせていただいております。コストについてご説明いたします。

本素案を作成した時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴って発生するコストを試算しております。まず、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加すると考えております経常的な経費となるランニングコストが約9,000万円と試算をしております。

具体的には、各総合区役所の庁舎における執務室の改修経費や、事務の移管等に伴って発生する大阪市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取り換え経費などに伴うコストが発生すると考えております。

コストについてのご説明は以上です。

22ページ、12番、総合区設置の日についてご説明いたします。

総合区を設置する日につきましては三つの視点があるんですけども、一つ目は、まず住民サービスに支障が出ないこと、二つ目が、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、三つ目が、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務の執行体制の構築が整った後であることといった三つの視点を前提として検討しまして、総合区設置が決定してから約2年後を目途としております。

総合区設置の日の考え方については以上でございます。

その下に米印の参考資料を記載させていただいておりますが、これは大阪市と人口100万以上の政令指定都市の区数などを比較したものと、大阪市の現在の24区の人口と面積を表として参考資料でお示しをしているものでございます。

次の23ページ以降は、総合区として設置する8総合区ごとの人口や面積や市民利用施設といった概要、それから産業等の特徴をそれぞれお示ししております。

事例としまして、第七区、29ページをごらんいただきたいんですけども、ここだけちょっとご説明を申し上げたいと思います。

西成区につきましては、29ページに記載の通り、住之江区、住吉区と合区して第七区ということでさせていただいておりますが、第七区としてまとめた場合の概要がこちらになります。29ページになります。

人口を例えば申し上げますと、平成27年の人口で申し上げますと、38万9,110人ということになりますが、平成47年の将来推計人口は31万1,355人と見込んでいるところでございます。

第七区全体の特徴というのを右下の欄に記載をしておりますので、ちょっとご説明します。全国的に有名な住吉大社、路面電車、インテックス大阪などの都市魅力を有して、住宅と工業が共存する住工共生エリアというふうに考えております。ベイエリアでは、国際コンテナ戦略港湾に選定されている大阪港の国際競争力の強化、咲洲地区の活性化などの取り組みが進んでいるところでございます。また、杉本地区には、機能強化に向けて大阪府立大学との統合が検討されています大阪市立大学のキャンパスが立地。南港地区には、

国際バカロレアコースを設ける新たな中高一貫教育校が公設民営校として開設予定です。さらに、西成特区構想によりまして、関係機関が連携して安全なまちづくりに向けた取り組みが進められており、近年はバックパッカーをはじめ外国人観光客の受け入れも増加しているところなどといったところがこの第七区の特徴として記載をさせていただいております。

以上、総合区の概要の事例としまして、第七区についてご説明をいたしました。

私の資料に関する説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が4点ございますのでお聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に、四つ目として、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら左から2番——もう一度、また手を挙げてもらえますか、ご質問のある方。挙手の方。左から2番目のブロックの、はい、そちらの方。

(市民)

八つの総合区ということですがけれども、衆議院議員の選挙区との関連が全くないように思います。私はきょう東成区から来たんですが、東成区は第四区ということになっておりますけれど、衆議院の選挙区でいうと東成区は1区、城東区が4区、鶴見区が6区ということになっております。同じ区の中で選挙区と国会議員が違うということはちょっと問題があるんじゃないかなと思います。衆議院議員は地域の代表という意味だと思うんですが、その意味がなくなってしまうんじゃないかと思います。

それと、議員のことで関連があるのでもう一つ言わせていただきます。この資料にはなかったんですが、府会議員、市会議員はどのようになるんでしょうか。単なる合区し

た数合わせでいくのか、また人口によって見直しがあるのか、それちょっとお尋ねしたい  
と思います。ほかにもあるんですけど、一つということで、以上、お願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

ご質問ありがとうございます。

議員の選挙割りにつきましては、衆議院につきましては、国の法律で選挙区が定められて  
おりますので、今あくまで24区を前提にした法律になっておりますので、もし大阪市がこ  
ういった形で8区ということになりましたら、国の方でご議論いただくかと思っておりますので、  
ちょっと今、そこまでしかお答えできない状況でございます。

それから、府会議員の区割りにつきましても同じように、今、24区をベースに府の条例  
の方で選挙区が決められておりますので、もしこういった形で8区ということになりました  
ら、また府の方でご議論いただく形になろうかと思っております。

市会議員につきましては現在86名おりまして、24区単位にご選出いただいておりますけ  
ど、基本的には今の86ということを考えておりまして、それを区割りに応じて議員数をま  
たご議論していただくという形で考えてございます。

以上でございます。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番左のブロックのそちらの方。

(市民)

21ページの総合区設置に伴うコストということで、イニシャルコスト、括弧の中に一時  
的な経費62.7億というふうな形で載っておる訳なんですけれども、このことに対して、本  
当に62.7億なのか、その他の経費5.9億円とあるんですけれども、これをもっと具体的に  
何に対してのお金なのかということを明確にさせていただきたいと思えます。住吉病院の件  
に関しても、コスト的なことでかなり、後で予算が違ったというふうなことがございま  
したので、信用ができないということで、確実にその辺のところを答えていただきたいと  
思えます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

ご質問ありがとうございます。

コストにつきましては、確実にと今仰っていただきましたけども、今現時点で試算でき  
るもの、把握できるものを見積もり等をとらせていただいて試算をさせていただいたとい  
うものでございます。

先にその他の経費について申し上げますと、例えば街区表示の取りかえに要する費用で  
ありますとか、標識を変更するために要する費用でありますとか広報関係の費用とか、そ

ういったものを試算させていただいて、その他経費として5.9億円を記載させていただいております。

この中で主に一番かかっておりますシステム改修経費については49.3億円ということになるんですけども、この分については、今現在、大阪市が使ってるものが、8の総合区に設置した後はどう変わるのかということを、それぞれの事務を所管してる担当部局とやりとりをさせていただいて、一定、見積もりをもとに試算をさせていただいてるということになります。

ですので、ちょっと最初に申し上げましたけども、今現時点で試算できるものを計上させていただいてるということでご理解を賜りたいと思います。

(司会)

それでは、次にご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、左から2番目のブロック——もうちょっと手をそのまま挙げ続けてもらえますか、ご質問のある方。はい、そちらの方。

(市民)

すみません。私、基本的にはこの総合区の計画には反対でね、今の24行政区の区長に権限と財源をおろせば十分やっていけると思うんですけども、ちょっと一つ、説明を聞くと総合区の方がごつつういいように聞こえるんですけども、20ページですけども、区の財源ですね、現在の区の予算は82億円というふうになってて、総合区の予算になると226億円でごつつう増えてるように聞こえるんですけども、これ、実際三つの行政区が一緒になるんですから単純計算でも240億、だから20億円は減る訳ですよ。この辺は実際どういうふうになるのかということを教えていただきたいのと、私、聖天下に住んでるんですけども、この18日に、西成区、津波の災害避難ということで、阿倍野の丸山の地域と一緒に避難訓練をやったんですね。大阪市は一つということで、今まで隣接の行政区といろいろ交流をやったりとか進めてきて、やっと去年、ことしと丸山地区と防災の訓練とか一緒にやったんですけども、この区割りを見ると阿倍野区と西成区は別になりますよね。そうすると、せっかく今までやってきた取り組みがここで途絶えてしまって、総合区になると、いうたら大阪市は一つというふうなことでなしに、八つの総合区が別々の取り組みをしていくと、別々の予算がついていくというふうになると、今までのつながりというのが全く途絶えてしまうんじゃないかなという懸念を持ってる訳です。そういった意味で、今の24区のままでしっかりと住民サービスを続けていただきたいということをお願いします。

(司会)

ありがとうございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

まず、20ページの予算のところのイメージでお示ししておりますのは、82億円が226億円になるというのは、総合区全体でこの分、28年度の予算で合計した場合には、226億円

が総合区の方の予算として移管されていくということの考え方をお示ししているもので、それを9ページから15ページぐらいまでに、各分野で仕事が局の方から総合区の方に移るというふうにご説明を申し上げたと思うんですけども、局の権限であった仕事が総合区に移るということになりますんで、予算もその分総合区の方の予算として執行していくということを20ページの予算のところでもお書きしているものなんです。24区のままでできるのではないかというお考えかと思うんですけども、確かに今の24区のままだと権限の移譲というのは今の段階でも大分進めてきているということはあるんですけども、ただ、この総合区素案で書いてるような局から総合区への権限移管ということについては、今の制度ではやっぱり非常に難しいというふうに考えているものでございます。総合区という制度をとって初めて、ここまでの権限が移譲できるというふうに考えてるものでございまして、これはちょっとややこしいんですけども、それだけの仕事をやるためには総合区の方でかなりの職員を移していくということになるんですけども、今1カ所の局というところでやってる仕事を例えば24カ所でやるとなると、その分やっぱり職員が増えていくということになるんですよ。そうするとかなりのコストがかかるということになるので、八つの総合区に移す状態であれば、今、総合区の素案の職員体制のところで申し上げましたように、今の大阪市のトータルの職員数を増やさない範囲で権限を移していけるという制度設計が可能というふうに考えてますので、この八つの総合区をつくることで権限移譲を進めていくというふうに考えているものでございます。

（田中副首都推進局理事）

後段のご質問の、避難訓練とかを今、区を超えて連携されてるということにかかわりましては、総合区も大阪市の残りますので今と基本的には大きな枠組みは変わりません。ただ、区を合区して区のエリアが変わるということはございます。今も、きょう朝、西成区長さん等も仰いました、阿倍野区と、きょう、防災訓練をされてきたということで、これは区と区が連携してこういった事業は一緒にやった方がいいなということでお話し合いでそういった形になってると思いますので、総合区にまいりまして、例えば一という総合区と二という総合区がこの事業については一緒に実施した方がいいという場面は、今後も引き続き新しい総合区長さんのもとで連携しながら実施していくということは可能でございます。

（司会）

引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、2番目のブロックの、質問のある方、手を挙げてください。じゃ、そちらの緑の、そちらの方。

（市民）

すみません。先程質問された方の内容が、この20ページのところなんですけども、現在24区で区の予算82億円あると。これが、例えば西成区やったら西成区一つの行政区で使われてるものなのか、それとも24の行政区で全部合わせてこの金額なのかと、そのことによっても答えが違ってくると思うんですけどもね。いずれにしましても、今度総合区になり

ますと、保育所だとか老人センターとかいろんな事業が総合区に振り分けられる訳ですね。だから、当然これは予算が増えるのは当たり前であって、問題はその予算がどれだけ実際かかるものであって、区で自由に使える予算がどれだけあるのかと、このことがきょうのご説明でも一切分からないと。だから、これを見ますと、何かすごく財政的に潤って、いろんな市民の皆さんの要望がかなうかというようなイメージになるんですけども、実際そこら辺の具体的な金額がどうなってるかによって全く現状変わらないという場合もあり得ますので、そこはしっかりとやっぱり分かるようにご説明していただきたいと。

それとあわせまして、きょうは総合区ですけども、特別区の問題は中で若干触れられておったところもありましたけども、これをどちらか選ぶということでまた住民投票なことをされるようなことになるかと思うんですけども、私は前回の住民投票で反対を投票させていただきました。きょうの説明聞いてても、今の制度でもやれることはいっぱいあるなと思いながら聞いてたんですけどもね。ところが今度、総合区、また次に特別区の問題が出てきますと、今度投票する時はどちらか選べというような形で投票されるような、そういう受けとめしかできないようなことなんですけども、私は総合区についても特別区についても賛成できないと、今の状況で変えてほしいと。今、大阪市は人口が減ってるとか、経済が落ち込んでいってるとかいうけども、それはやっぱり政治の責任で、人が住みにくい、そういう都市になってしまったからだと私は思うんで、だからそれをよくしたいということではこういう制度いじりについては賛成できないと。しかし、今度のそういう投票では総合区か特別区どちらか選びなさいと、ほかの選択肢がないということは大変な問題やというふうに思いますので、その点もどうなのかということとあわせて、ぜひそういう意見が反映できる、そういうやり方を考えていただきたいというふうに思います。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

予算のところでご説明がちょっと不足しておりまして申し訳ございません。20ページの予算の書き方なんですけど、20ページの上の方で書かせていただいておりますのは、今の現在の24区の合計で区の予算が82億円ということをお示ししておりまして、これが、先程から申しますように、局から総合区に仕事に移っていくということで予算も総合区に移しますので、総合区設置後は総合区の予算として226億円になる、これもトータルですね、八つの総合区で226億円という、これは試算ですけれども、ということをお示ししております。何度も申し上げて恐縮なんですけども、たくさん仕事をできるだけ住民の皆さんの身近で判断した方がいいと考えられる仕事については総合区に仕事を移すということになりますので、総合区に仕事を移すということは予算も移る、職員も移すということになります。そのために総合区長の権限も大きくなりますので、強化しないといけない、そのための組織体制を整えないといけないという形になりますので、ここでご説明しておりますのは、24区単位でそれをやりますとかなりのコストがかかるので、八つの総合区というのであれば、職員を今の数から増やさないで住民の皆さんの身近で判断していく権限を強化できるというのが今の八つの総合区と考えてるということの制度設計をご説明しているものでございます。

（田中副首都推進局理事）

今の点にまず先少し補足させていただきますと、総合区をつくれば、すぐにわかにお金  
が生まれるとかといったという問題ではございません。今、局の方で判断してるのを、で  
きるだけ区長が判断できるようにという判断のシステムを変えていこうというのが大きな  
考え方です。今後、税収とかがどうなるかによって、お金がどうなるかによってどれだけ  
の施策に使えるかというのは今も同じですので、総合区も同じように、今後どれだけの税  
収が入るかによって事業予算がどう組めるかということがかかわってきますので、現タイ  
ミングで総合区になればこれだけの予算がつかますということは、ちょっと申し上げられ  
ない状況でございます。

それから、後の質問の分ですけど、住民の方、市民の方に選択していただくというんで  
すけど、ちょっとまず手続面を先に説明させていただきますと、総合区制度というのは、  
先程から申し上げたように、今の大阪市というのを維持するという枠組みは一緒ですので、  
これは、総合区をつくろうと思えば、総合区の名称はきちっと議論しなければなりません  
けど、総合区を設置する条例というものを市でつくっていく形になりますけど、これは市  
の行政サイドが議会の方に提案して、議会でご議論、議決いただくという形になります。  
もしこれで議決がマルになれば、総合区になるという法律的な手続になります。

一方、特別区は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」という、いわゆる  
大都市法と簡単に言ってるんですけど、この法律で特別区になるかどうかというのは定め  
られてまして、一番最初に挨拶した時に、特別区設置協議会という別の組織を設けて協議  
していますという、その協議会の中で特別区案というのを固めてしまいます。それを大阪  
市議会と大阪府議会にご提示して、両議会で可決、いわゆるマルをもらえば、その次に住  
民投票という手続に入って、前回のような住民投票で丸か否かというご判断をいただきま  
すので、今、この総合区と特別区を、同じになるかAかBかみたいな形にはちょっと法律  
上になっておりませんので、今後これをどういう形で皆様にご判断いただくかというのは今  
現在まだ検討中でございますので、法制度的には今申し上げたような形になってございま  
す。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番最前列の、左から2番目のブロックの最前列の、もう一度手を挙げてい  
ただけますか。はい。

(市民)

今、20ページの金額のことを仰ってたんですけれども、左側は241億ですね、右になる  
と、総合区になると284億というのは、これは何ですか。

(田中副首都推進局理事)

なかなかちょっとこの表がご理解できない部分がございます。まず、この表というのは、  
資料に見ていただきますけど、28年度の大阪市の予算で今この金額がどうなってるかとい  
うのが左で、区長さんそのものが全く自由にご判断いただくという予算が82億になってお  
ります。上の区CM予算というのは、予算そのものは区長が持ってなくて、局という組織

が持ってるんですけど、局がその事業を実施するに当たって区長さんのご意見を伺いながら判断するということで、区長が一定判断に関与してるというのが159億円ございます。それが、先程申し上げましたように、今局でやってる事務をできるだけ区に移そうということで、局の事務から区の事務に変わりますので、それは区の事務ということで、右の総合区予算226億というのは、今局がやってる予算と区がやってる82億を合わせた形に、事務をもしこういう形で変えればこれぐらいの金額になる、この金額になるという、事務を組みかえた場合の金額を示したものでございますので、これが将来区の予算という値ではないです。

（市民）

左右対称ではないんですか。

（田中副首都推進局理事）

左右対称ではございません。この表の中にちょっと見えてないですけど、局の予算というのが本来、この表の中には書いてないけど、ありまして、局の予算を、局の事務から区の予算に移すことによってシフトさせてきてる部分もございますので、これだけ見れば、ちょっと左右対称になってない部分と、ちょっと見えてない部分もございますので、分かりにくいのかなと思います。

（市民）

何かこんな数字が全然違う……

（司会）

すみません、マイクを通しておしゃべりして……。

（市民）

数字が右と左とこんだけ違うと分かりにくいですよ。

（田中副首都推進局理事）

すみません。確かに、これそのものは区のイメージをするために、区長の権限がどうかという部分だけを特化した資料になってますので、ここの本来あらわれてない局の予算というのがこの表の中にあって……

（市民）

分かりました。

（田中副首都推進局理事）

はい、移していくという形になります。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方、挙手を。

では、左から、はい、そちらの方。

(市民)

今度の新しい姿になった時の住民の市政参加の姿がちょっと分かりにくいなど。16ページですね。現在は24区で条例設置の区政会議ありますね。この区政会議が結論的には24区ごとにはなくなるというイメージと、同時に、今、地活協議会、地活協もあつたりとか、住民自治連合というのもありますね、これらがそれぞれ総合区になった時に、このイメージでいきますと地域自治区もしくは地域協議会という形になるというイメージなんですが、その中で総合区における総合区政会議が設置されるということなんですけれども、現時点での区政会議とか住民自治のあり方と、新しくなった時の住民自治の市政参加、これのかわりがどう変わるのかということが一つと、あともう一つ、例えば西成、住吉、住之江の第七になった時に、議員サイドと住民サイドが一つに一緒のテーブルの中で例えば総合区に関するさまざまなことを決めれるような組織体制みたいなものがつくられるのかということについて、ちょっと丁寧な説明をお願いしたいと思います。

(田中副首都推進局理事)

すみません。これは住民説明用のパンフレットということで少し簡潔になってますので。別途、総合区素案というものもございますので、そこにはもう少し丁寧に書いております。

今、24区単位に区政会議というのが設けられておりますので、それが8区になりますので、どちらかといえば総合区政会議というのは区単位に、区政会議と似たような形で区全体のことをご議論いただく場として考えております。

もう一方、今の24行政区単位に法律で定められてる地域自治区というのを設置しますので、この地域自治区を置いた時は法律で地域協議会を置かなければならないという規定になっておりますので、24区単位に地域協議会が置かれます。地域協議会がどういった権能を持つかについては、今後条例で定めることになっておりますので議論していきますけど、地域に係る例えば重要施設にかかわってとかいうことをまず地域自治区で意見反映していただく形になると思います。総合区の委員さんをどうするかも今後の議論ですけど、例えば地域協議会の委員さんが一部総合区の区政会議の委員さんになっていただくとか、そういった形で考えてございます。

今の回答で大丈夫でございますか。具体的にどういった項目を地域協議会で議論して、総合区政会議がどういう形を議論できるかというのは、もう少し今後検討を深めてまいります。あくまでちょっとこういったシステムを今回提示してるということで、ご理解いただきたいと思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

では、二つ目のブロックの、もう一度ちょっと手を挙げてもらえますか。はい、そちらの方。

(市民)

総合区設置に伴って局から総合区へ権限が移譲されるんですが、権限が移譲されるということは総合区8区の自律と個性を尊重するという、踏まえたことかと思うんですが、しかし、これも数年長くずっと続けていくうちにだんだん行政サービスが、8区間で著しい格差、いわゆる不均衡というのが出てくるおそれは非常に高いと思うんです。その著しい不均衡が出た時に、何かしらの調整、是正するという仕組みはあるのかどうか、その辺がちょっと気になりまして。例えば保育所の待機児童が8区間によって差があったり、それから生活保護の申請によっては8区間によって判断の違いが著しく違っていたりするケースが出てくる可能性が出てくると思います。もちろんこれに限ったことじゃなくて、いろんな意味で大きな格差が出てくるので、一応同じ大阪市民としてそれが行き過ぎてしまうとちょっと問題なんじゃないかと思います。それで、何かしらのそういう著しい格差が出ないための仕組みというのはあるのかどうか、その辺気になりましたのでお尋ねしたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

ご質問ありがとうございます。

総合区の場合、大阪市の残りますので、例えば〇〇制度とかいう助成制度とか補助制度というのは大阪市の管理しますので、それは総合区のどの区になっても変更はございません。どこかの区によって差が出るということはありません。あくまで地域にお任せしても支障のない事務をその範囲でお金をつけるということです。当然、生活保護基準というのは法律に基づいて局の方で一定管理しますので、区によって差が出るというものではございません。ただ、やっぱり地域に任せて地域の判断でしていただく事業については、それは予算をつけて区長に判断いただくということで、総合区になりましても、いずれの区に属しても大阪市民ということには変わりませんので、市民が平等、不平等を受けるということはございません。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら右から2番目のブロックの、はい、そちらの方。

(市民)

ありがとうございます。ちょっと腰を痛めておりますので、座って……。

(司会)

もう着席で。

(市民)

質問させていただきます。

長い間、ご丁寧な説明、大変ありがとうございます。先程来から、局の仕事を総合区におろすことによってという、前向きな発言のように聞いておりますけれども、これまでも、24区で局でやっていた仕事というのも、それぞれ局が24区を飛び越えて、現場へ出て現場の声を集めてやるような仕事というよりは、24区がそれぞれ具申をして、要請をして、それを局で全体を押しなべて、予算の枠の中でいろいろ地域割りも考えて判断を当然やっておられたと思うんです。そうですね。区を飛び越えていくことはないはずですよ。それで今度総合区になったと。じゃ、この八つがそれぞれ担当のエリアの中で取捨選択ということになりますけれども、これも前年度でもう既に当初予算というもんが決まっていますから、早いうちから、1年前から、あるいは2年前から、その区で、総合区の方で、話がちょっとまずいですが、局でやっていた、今度は局が身軽になるというようなイメージもありますが、ただ、局で判断していた担当の部署は総合区に振り分けて人数が入るんですよね。だから、局が身軽になったというのは、局の局長というか、その決裁区分のものがなくなったから身軽になったということは確かだろうと思います。これは、先程来から、局の壁が非常に高いのか、24区から局にいろいろ要望やら、同じ市の中で、当然、公文書を起案して出す、それはどこの市町村でもありますけれども、それを出して、現場で、担当レベルで区民の要望に応じて出すのを実現するためには、内部でこれは壁が非常にあるのかと。現在の本庁の局と24区でそんなに壁があるのですかという思いはします。だからこれは、いうてみれば市の職員の事務分掌の風通しをよくするようなための方策にも受けとめられないようなイメージを持っております。先程……

(司会)

簡潔に、まとめ、お願いできますでしょうか。

一旦、ちょっとここでお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

(市民)

一応、私の意思はお分かりいただけましたか。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

今仰っていただきましたように、今現在でも、区役所の方の意向を局の方がちゃんと聞いて、住民の意向を踏まえて施策をつくっていくとか行政を実行していくということは現在でも当然行っております。ただ、それが最終判断をどこがやるかということが、この総合区設置によって変わってくるかなと思うんです。局が今現在やっております仕事の全部ではないんですけども、最終局まで上げて判断してるような仕事の中で、もっと住民の皆さんの身近で判断してもいい仕事が結構あるんじゃないかなということで考えまして、例えばこのパンフレットでいいますと、11ページ以降にお示ししているような保育所の設置認可の中でも、例えば今は区役所では地域調整をやっているということなんですけども、これを、整備計画とか事業者の決定という部分の判断についても、総合区役所というもっと身近なところで最終判断をしてもらうという権限を移していくというのがこの総合区の設置の考え方になるんです。例えばこれは何が違うかといいますと、局まで上がって行って

判断しないといけないとなると、局は大阪市24区全体を見通した形での判断ということになりますので、基本的には24区全体の中で優先順位をつけて判断していかないといけない、どちらかというと身近でやるよりも画一的な判断になる傾向があるということなんですね。これをもっと身近な部分に権限をおろして、一部ですけれども、総合区で判断するということになる、総合区の権限の中で優先順位をつけて判断ができるということになりますのが大きな違いかなというふうに考えております。

(司会)

すみません。申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、ご質問のある方は挙手をお願いします。

では、左から2番目のブロックの、もう一度手を挙げた、はい。

(市民)

大阪市民の1人として、市民の行政サービスには感謝しております。ありがとうございます。

何でもメリット、デメリットというのはあると思うんですけど、今、この総合区にしなきゃいけないという特別な強い理由というんがやっぱり聞こえてこないんですね、僕には。今のままのそういう行政のシステムでいいんじゃないかと思います、僕は。なぜわざわざ総合区という形にしなきゃいけないか、よく見えてこない。先程局の話も出ましたですけども、局というのはいわゆるエキスパートの集まりですわね、あれは。だから同じように、各区から集まってきた要望、24区全体見ていただいて優先順位をつけていただいて僕はいいと思うんですよ。それでいいと思います、別に。それについて、だからぐあい悪いんじゃないなくて、大阪市内であれば大阪市民はどこに行っても同じ同一サービスを受けられるということなんですから、それはそれで僕は構わないと思うんですけどね。ですからやっぱり、先程の方もちょっと言われましたですけども、局の人を総合区の方にわあっと振り分けてしまうと、何かどこかに少しやっぱりずれが僕出てくると思うんですよ。そのずれの調節をどうするかということになってくる。そしたら今のままの方が連絡調整もしやすい訳でしょ、一つの局の中に入っておる訳ですから。わざわざ分散して、分散した局の人たちをまた連絡するよりは、今のままの方がいいじゃないですか。だからあえて総合区にしなきゃいけないという理由は僕は見えてこない。第一、総合区にしてしまったら、今、あれでしょ、ここというたら西成区と住吉区と住之江区でしょ、どんな名前になるんですか。いや、西成区なんていうのは物すごい伝統のある由緒ある名前ですよ。これ消えるんですか。例えばの話ですわ。じゃ、決めれない、どうするんですか。西成住之江住吉区ってそんな長ったらしい名前にするんですか。そういうね、つまり細かけりゃ細かいだけのよさというのはやっぱりあるんですよ。何も総合区にしたからいいとは僕思わないということ、僕を僕は訴えたいなと。質問でもあるし訴えたいということで、両方ですけども。

(田中副首都推進局理事)

ありがとうございます。

名前の件につきましては総合区に移行が決まってからになりますので、きょうは、それ

はまだまだ今後の議論でございます。

それから、局の何か事務を全て総合区に分けてしまうようなイメージを持たれてるかもしれませんが、それは全部ではありません。先程エキスパートと仰ったように、エキスパート的な業務は総合区へなりまして局が引き続き実施していくことになります。先程の、なぜ総合区かといった時に、区長さんはやっぱり現場に入っているいろんな声を聞いて局につないで、こういった声があるから局の方にこういったことをしてほしいという形は今もやっております。局もそれを受けて判断ということになるんですけど、いかんせん区長さんのもとにはそれを実施するための組織がございませんので、あくまで局にこういったことに対して動いてくれといった時に局がその局の部課職員を通じて実施してるという状況がございますので、今回の総合区はできるだけ区長さんが吸収したことをそのまま区長さんの部課職員を通じて実施していく方がいいということで、局の組織のうち区に職員を持っていこうと。ただ、それを全部持っていくという訳にはいきませんので、区長さんに判断をお任せした方がいい分の事務について、それに見合う分はちゃんと組織を区につくりましょうというのが発想でございます。

一番最初の大きな質問の部分は、先程最初に言うたようないわゆる東京一極集中の是正によって大阪の活力活性とか、少子高齢化によっていろんな課題が出る中で自治機能の強化という点で、大阪の抱える課題解決とかいったためにやっていく中で、今の現行の大阪市のままでは限界があるという市長の考えを踏まえまして総合区案と特別区案を検討してるということでございますので、そこにまず大きな現状のままでは限界があるという市長の課題認識のもとでスタートしております。

ただ、今後、総合区になるのか特別区になるんは、先程ご質問にお答えしたような手続を踏んでまいりますので、きょうは総合区についてはどういうことかということをやより分かっていただくための説明会ということですので、できるだけきょうの説明会を踏まえてまた資料を見ていただくなりして、総合区とはこういうことなんやなという形でご検討、ご検討というかお考えいただいて、メリット面、デメリット面もあるというのをそれぞれの方が考えていただくというんですか、そういうことを疑問に思っているということが一番大事なのかなとは思っております。

以上でございます。

(司会)

時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会も、インターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしく願いいたします。いただいたご質問等につきましては、後日、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなどご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれをもって説明会を終了いたします。どうもありがとうございます。

ました。お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。